

保福介第 001040 号

平成 27 年 6 月 1 日

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長

（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）訪問介護事業者による保険給付の範囲外の
自費サービスの取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ひとかたならぬご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定（介護予防）訪問介護事業者による「保険給付の範囲外の自費サービス」（以下「保険給付範囲外のサービス」という。）と指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準における「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」との違い等について、問い合わせを頂いているところです。

つきましては、別紙のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課

介護保険係（048-829-1264）

事業者係（048-829-1265）

F A X 048-829-1981